

道路財源の確保等 に関する意見書

■意見書名

■提出議員 近藤純久

■賛成議員 中島藤美、菰方重義

■要旨

大木町議会では、地方の時代にふさわしい個性的・主体的なまちづくりを進め、誇りのもてる「ふるさとづくり」に努力しているところである。このためにも一般国道等の幹線道路をはじめ、生活に密着した県道、市町村道の整備を促進することが緊急かつ最重要課題となっている。

よって、国におかれては、次のことを基本として道路財源の確保に努められるよう強く要請する。

- ①道路特定財源の見直しにあたっては、地方が真に必要なとする道路の整備が遅れることのないよう、地方の実情を十分考慮し、これを「中期的な計画」に的確に反映させること。
- ②「道路の中期計画(素案)」において示された事業費を確実に「中期的な計画」に位置づけ、必要な道路整備予算を確保するとともに、その前提として、道路関係諸税について現行の税目・税率を維持すること。
- ③地方が真に必要な道路整備を行なうために、重要な役割を果たしている地方道路整備臨時交付金制度は今後も維持すること。

この意見書を採択し、内閣総理大臣をはじめ、各関係機関に送付しました。



後期高齢者医療制度 に関する請願書

■請願書名

■請願者 筑後地区社会保障推進協議会

会長 中西 和也

■紹介議員 井上 護

■要旨

昨年6月の通常国会で法制化された医療改革法に基づき、後期高齢者医療制度などが来年4月から実施されようとしております。この制度は、都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合が運営し、原則対象者全員から保険料を徴収し、診療報酬体系は74歳以下の高齢者と別建てとするなど、独立した医療制度となります。しかし、この制度には以下のように様々な問題点があり、75歳以上の高齢者の命と健康が心配されます。

- ①広域連合間で保険料に格差が生じます。
- ②全く所得がなくても保険料が賦課されます。無年金で収入ゼロの場合も、福岡県の場合は、月額1400円の保険料を払わねばなりません。
- ③年間18万円以上の年金があれば、保険料を年金から天引きされることになり、介護保険料を合わせると、多額な徴収になり食費や衣服費などを削らなければならなくなります。
- ④診療報酬に病気ごとの包括払い制が導入されようとしており、75歳になれば、これまでと差別され、必要な医療を受けることに制限が加えられる恐れがあります。
- ⑤現在の老人保健法に基づく健診事業が、75歳になれば努力義務となり、広域連合が実施主体となりますが、現在のよう事業費用の公費負担(国、県、市町村が1/3づつ)が取り払われてしまいます。

つきましては、国に対して、制度の4月からの実施を、当面中止するよう求める意見書を採択し、政府に提出することを要請いたします。

この請願書は、文教厚生常任委員会に付託され、次のとおり審査報告されました。

- ①広域連合では、被保険者の代表、医療関係団体の代表、保険者の代表、公益代表など委員15名で構成する福岡県後期高齢者医療検討委員会が設置された。この設置に関しては、平成19年3月大木町議会で全員一致で可決している。
- ②県内5つの市議会、4つの町議会から広域連合に出された意見書の内容は、この制度の問題点の改善の要望、要請であり、当面中止することを求める請願とはなっていない。
- ③福岡県社会保障推進協議会より、請願が出されているが、「国に対して、制度を全面凍結するように求めること」という項目については、広域連合議会では不採択となっている。

以上の理由で、請願書は委員会で不採択となり、本会議においても不採択となりました。

